

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場（現在は、C株式会社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年2月25日）及び資格取得日（昭和27年9月13日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和27年2月25日から同年9月13日まで

平成20年4月ごろに届いたねんきん特別便において、申立期間の加入記録が漏れていたため、社会保険事務所に照会したところ、当該申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和26年3月25日にD株式会社B工場（D株式会社は、昭和27年3月にA株式会社に合併後、29年12月に株式会社Eに分離、現在は、C株式会社）に入社し、34年6月30日に株式会社Eを退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、D株式会社B工場で昭和26年3月25日に資格取得、27年2月25日に資格喪失、A株式会社B工場（D株式会社を吸収合併）で、同年9月13日に再度資格取得している。

しかし、申立期間当時、同じ工場内の同じ部署で同じ仕事に従事していた上司及び複数の同僚が、申立人は継続して勤務し、仕事内容や勤務形態に変更が無かったと供述している。

また、C株式会社は、「A株式会社 40 年史によると、D株式会社とA株式会社の合併により、組織改革が実施されたと記載されているが、女性職人については、職場における配置換え等が行われていないはずであり、申立人は、申立期間当時、当該事業所に継続して勤務していた可能性が高い上、当時、従業員が厚生年金保険に加入するか否かの選択肢が無かったと考えられる。このため、申立人についても、申立期間当時、給与から保険料が控除されていたと思う。」と回答している。

さらに、申立人が挙げた同僚のうち業務内容や業務形態が同じ4名の厚生年金保険の加入記録をみると、2名については、被保険者資格が継続している。

また、他の2名については資格の得喪がみられるが、両名とも、「家庭の都合等で一時期退職していた期間があるが、勤務期間と厚生年金保険の加入記録とは一致している。」と述べている。

上記のC株式会社の回答及び申立人の同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、当該事業所は、申立期間当時、勤務した従業員すべてを厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の同僚の記録から3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年2月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日を昭和38年9月18日に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人の株式会社Cにおける厚生年金保険の資格取得日は昭和38年9月18日、資格喪失日は41年2月9日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和38年9月を1万6,000円、同年10月から39年7月までの期間を2万円、同年8月から40年7月までの期間を2万6,000円及び40年8月から41年1月までの期間を2万8,000円とすることが必要である。

さらに、申立期間③について、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD株式会社における資格取得日に係る記録を昭和41年2月9日に訂正することが必要である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月15日から同年9月18日まで
② 昭和38年9月18日から41年2月9日まで
③ 昭和41年2月9日から同年3月1日まで

私は、昭和38年4月に学卒者としてA株式会社（現在は、E株式会社）に入社し、研修後、同社B工場に配属され、その後同年9月18日

には株式会社Cに、41年2月9日にはD株式会社に出向を命ぜられ（いずれも身分はA株式会社からの在籍出向）、59年9月10日に退職するまでA株式会社の正社員として継続して勤務した。

賃金については、出向先の事業所から支給されていたが、賃金負担及び社会保険料の徴収・納付は出向元のA株式会社が行っていたと思うので、出向中の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された辞令発令原簿の記録から、申立人が昭和38年4月1日に入社し、正社員として継続して勤務（昭和38年9月18日にA株式会社B工場から株式会社Cに出向、41年2月9日にD株式会社に出向）していたことが確認できる。

申立期間①については、社会保険事務所が管理するA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日は昭和38年9月15日と記録されている。

しかし、前述の辞令発令原簿の記録から、申立人が昭和38年9月18日にA株式会社B工場から株式会社Cに出向により異動し、継続して勤務していたことが認められることから判断すると、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日を38年9月18日に訂正することが必要である。

申立期間②については、社会保険事務所が管理する株式会社Cに係る健康保険記号番号順索引簿の整理番号（二桁の数字）が欠落しており、同索引簿の資格取得順とA株式会社から株式会社Cに出向した者の辞令の発令順は一致している上、他に両社間において出向者の辞令が発令されていないこと及び、申立人と同様に正社員としてA株式会社から同社支店又は関連会社へ出向した者（昭和38年7月8日から同年12月26日まで）をみると、申立人を除きいずれも厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、欠落した当該整理番号は、申立人が株式会社Cへ出向していた期間に係る記録であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Cにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和38年9月18日、資格喪失日は41年2月9日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同期入社（同学年）で同じ社員の社会保険事務所の記録から、昭和38年9月を1万6,000円、同年10月から39年7月までの期間を2万円及び同年8月から40年7月までの期間を2万6,000円とし、申立人の41年3月の社会保険事務所の記録から40年8月から41年1月までの期間を2万8,000円とすることが妥当である。

申立期間③については、前述の辞令発令簿の記録から、申立人が昭和41年2月9日に株式会社CからD株式会社に異動し、59年9月10日に退職するまで継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和41年3月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から40年3月まで

昭和36年ごろ、知人の市役所職員が、国民年金への加入勧奨のため自宅を訪問したことを契機に、夫と同時に国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入以降、夫が夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に納付し、年金手帳に検印を受けていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月9日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、36年4月にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付及び過年度納付により納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法についての具体的な申立てが無い。

また、申立人の元夫及び国民年金への加入勧奨した知人の市役所職員は、既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫が夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に納付し、年金手帳に検印を受けていたと主張しているところ、市町村に照会したが納付組織の存在は不明である上、申立人は当該手帳を現在所持しておらず、国民年金印紙検認記録を確認することができない。

加えて、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、

申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 156

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで

私は、平成 20 年 6 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未納であるとの回答を受けた。

私は、昭和 36 年から A 株 B 出張所に単身赴任していたが、妻と同居後、37 年ごろに怪我をした際、知人から、「無保険ではいけない。子供が産まれるなら国民健康保険や国民年金に加入しておかなくてはならない。」と勧められたので、C 市 D 区役所の窓口で夫婦の国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その際、当該窓口において 7,000 円くらいの金額を支払った。

以後、私が夫婦二人分の国民健康保険料と国民年金保険料を当該窓口で 3 か月ごとに納付していた。納付方法及び金額については詳しく覚えていないが、仕事途中に同区役所の近くにある知人の勤務先の駐車場にトラックを駐車し、友人と世間話をしてから階段のある同区役所に保険料を持参したことを覚えている。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が申立人及びその妻の国民年金加入手続を行い、3 か月ごとに区役所窓口で保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻の国民年金手帳をみると、発行日が昭和 38 年 12 月 9 日、資格取得日が 36 年 4 月 1 日と記載されている。この発行日を前提に納付方法をみると、申立期間の一部は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、

市区町村窓口では納付できない特例納付又は過年度納付によって納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

また、申立人は、申立人が申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録をみると、妻の申立期間に係る記録については、厚生年金保険に加入、又は国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人の妻の所持する国民年金手帳の検認記録欄をみると、申立期間の検認記録欄には、検認印が押されておらず未納となっている。

加えて、昭和 35 年 10 月から 39 年 6 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 157

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、平成 20 年 3 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未納であるとの回答を受けた。

昭和 36 年 6 月に婚姻したが、夫が A 市に転勤していたので、しばらく別居した後、私が勤務先を退職してすぐに B 市 C 区に転居した。

夫婦二人分の国民健康保険及び国民年金の加入手続は夫が行ったが、国民年金と厚生年金保険の加入期間が重複しているのは、申立期間当時の私は勤務の宿直明けや年休を利用して D 市と B 市 C 区を行き来していたために、誤って加入手続し、保険料を納付していたのだと思う。

申立期間当時の保険料は夫が納付していたが、私も一度、夫婦二人分の保険料を B 市 C 区役所の窓口を持参したことがある。

私が所持する国民年金手帳をみると、申立期間の印紙検認台紙は割印の上切り離されており、保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、申立人及びその夫の国民年金加入手続を行い、3 か月ごとに区役所窓口で保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳をみると、発行日が昭和 38 年 12 月 9 日、資格取得日が 36 年 4 月 1 日と記載されている。この発行日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、市区町村窓口では納付できない特例納付又は過年度納付によって納付することになるが、申立人の夫からはこれらの納付方法に関して

の具体的な申立てが無い。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録をみると、夫の申立期間に係る国民年金保険料は未納となっている上、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄をみると、申立期間の検認記録欄には検認印が押されておらず未納となっている。なお、申立期間の国民年金印紙検認台紙が契印の上、申立人の国民年金手帳から切り離されていることについては、当該手帳が発行された昭和 38 年 12 月時点において、昭和 38 年度以前の年度分の検認台紙であったことから、申立期間当時の国民年金事務取扱いに基づき、あらかじめ切り離した上で、申立人に発行したものと考えられる。

さらに、昭和 35 年 10 月から 38 年 3 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 62 年 11 月 21 日まで

私は、昭和 48 年 5 月 1 日から 62 年 11 月 20 日まで A 株式会社勤務していた。同社における給与支給は、昭和 56 年ころまでは月給とボーナスであり、部長となった 57 年以降は年俸制となった。昭和 57 年以降の年俸額は、57 年及び 58 年が年俸 500 万円、59 年以降が年俸 600 万円で、59 年から退職まで年俸の減額は無く、年俸の 12 分の 1 が標準報酬月額となることから、標準報酬月額の記録誤りの可能性があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与は年俸 600 万円であったことから、申立人に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録は、実際の給与月額より低いものとなっていると申し立てている。

しかし、A 株式会社の事業主は、申立期間当時の給与形態について、「年俸対象者は、代表取締役社長、取締役、及び代表取締役社長の親族役員のみであり、申立人は年俸対象者でなかった。」と回答している。

また、申立人に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録は、事業主からの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は報酬月額変更届に基づいて、社会保険事務所が確認の上、標準報酬月額決定及び改定を行い、その都度記録されていることが確認できるなど、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 10 月 1 日から 26 年 8 月 1 日

平成 19 年に社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、A株式会社において、昭和 24 年 10 月 1 日から 26 年 8 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていない旨の回答を受けた。

昭和 24 年 9 月 15 日にB公団が解散することになり、同年 10 月 1 日にA株式会社が設立され、私は同社C営業所に配属された。設立当時、健康保険及び厚生年金保険に加入することになり、私は、健康保険証を受け取り、厚生年金保険料も払っていたと思うので、昭和 24 年 10 月 1 日から 26 年 8 月 1 日までの期間に空白があることに納得いかない。

A株式会社C営業所で厚生年金保険の加入記録がなければ、本社で加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社C営業所は、昭和 24 年 10 月 16 日に健康保険の適用事業所となり、その後、厚生年金保険の適用事業所となったのは 26 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人の記憶及び当該名簿から、A株式会社C営業所は申立期間当時、従業員数が5人未満であることから、社会保険庁長官の認可を受けることによって健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となることのできる任意適用事業所であり、健康保険に加え厚生年金保険の適用事業所となるための認可の申請を行ったのは昭和 26 年に至ってからであると認められ、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが

確認できる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が管理するA株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び同僚の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 9 日から 58 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 12 月 9 日から 58 年 6 月 30 日まで A 株式会社 に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、事業主は、社会保険事務所に報酬月額を低く届け出ている。
A 株式会社 から、私に毎月支給された給料と貸付金（還元金）を合算した金額に見合う標準報酬月額に改めるとともに、これを反映させた年金給付額に改定してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 株式会社 に係る給与明細書及び貸付金（還元金）明細書をみると、両明細書の合計金額は社会保険庁の記録に比して高額であると認められる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の場合、貸付金（還元金）を合算した金額に見合う標準報酬月額に訂正するよう申し立てているが、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。